

芸術文化観光専門職大学 入試委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、入試委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学試験の実施に関する事項
- (2) 共通テストに関する事項
- (3) 学生募集、進学相談に関する事項
- (4) 入試改革に関する事項
- (5) その他入試に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、学長が指名する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長が指名する。
5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、事務局教育企画部教育企画課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。